

青森県報

号外第百四号

令和二年
十一月二十七日
(金曜日)

目次

規則

- 青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
○青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則……………(食の安全・安心推進課) ……五

規則

青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(青森県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「前年に」と読み、「の規定により告示された割合」と「に規定する平均貸付割合」と「特別基準割合」と「延滞金特別基準割合」と読み、「(以下「特別基準割合適用年」という。）」と読み、「当該特別基準割合適用年」と「その年」と「特別基準割合に」と「延滞金特別基準割合に」と読み、第三号様式中「以後」と「から令和2年12月31日まで」と「租税特別措置法」

や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」と「割合」と「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と読み、第七号様式中「前年に」と読み、「の規定により告示された割合」と「に規定する平均貸付割合」と「特別基準割合」と「延滞金特別基準割合」と読み、「(以下「特別基準割合適用年」という。）」と読み、「当該特別基準割合適用年」と「その年」と「特別基準割合に」と「延滞金特別基準割合に」と読み、第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第4条関係）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税 更正・決定（加算金決定）書

Table with columns for fiscal year, reporting period, and correction/decision dates.

地方税法、特別法人事業税及び特別法人事業課与税に関する法律及び青森県単独条例（以下「条例」という。）の規定により、更正・決定したから通知します。

年 月 日 地域県民局長

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて差引不足税額に課税率を乗じて算出するものとします。

概要 徴収番号

Main calculation table with columns for tax type, amount, rate, and tax amount. Includes sub-sections for business tax and special corporate tax.

注1 「⑬」欄、「⑭」欄、「⑮」欄、「⑯」欄及び「⑰」欄に記載している額については、各欄の括弧内の計算式による計算後の額に100円未満の増減があるときは、その増減を切り捨てて算出していきます。

注2 用紙の大きさは、日本標準規格A4領便とする。

この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができます。代表者となります。提起することができます。②処分、処分のこの処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に稟を被告として（知事が被告があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判の送達を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しを提起することができます。

(註)

第二十号第六号「以後」や「から令和 2 年 12 月 31 日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とし、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合と」である。

第二十号第六号「当該年の前年に」や「令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の」及び「割合」とし、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合と）である。

第二十号第六号「以後」や「から令和 2 年 12 月 31 日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とし、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合と）である。

第二十号第六号「以後」や「から令和 2 年 12 月 31 日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とし、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合と）である。

（青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部改正）

第二十条 青森県核燃料物質等取扱税法例施行規則（平成三十一年三月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「当該年の前年に」や「平成31年4月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」及び「割合」とし、及び「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、及びする。

（青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）
第三条 青森県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年七月青森県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「割合」とし、及び「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、及びする。
（青森県国税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 青森県国税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則（昭和二十七年八月青森県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「当該年の前年に」や「令和元年10月1日から令和2年12月31日ま

での期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」及び「割合」とし、及び「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、及び「however」や「however, as for the period from October 1, 2019 to December 31, 2020」及び「Article 93 (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation」や「Article 93, paragraph (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation prior to amendment by the Act Partially Amending the Income Tax Act, etc. (Act No. 8 of 2020)」及び「exceed 7.3%」や「exceed 7.3%, and as for the period after January 1, 2021, the ratio of 14.6% will be the ratio of 7.3% added to the average loan ratio provided in Article 93, paragraph (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation on the year plus 1%, and the ratio of 7.3% will be the ratio of 1% added to the average loan ratio on the year plus 1% (the ratio will be 7.3% on condition that the ratio of 1% added to the average loan ratio on the year plus 1% exceeds 7.3%) on condition that the average loan ratio on the year plus 1% does not exceed 7.3%」及びする。

附 則
この規則が、令和三年一月一日から施行する。

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を、このように公布する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県肥料取締法施行細則（昭和二十五年九月青森県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第四条中「肥料取締法施行令第四条」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令第七条」に改める。

第五条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第一号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改める。

第二号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円